

西尾市外国人観光客受入環境整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、民間事業者等が外国人観光客の受入れのための環境整備を行う事業（以下「整備事業」という。）に要する費用に対する補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し西尾市補助金等交付規則（昭和62年西尾市規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、外国人観光客の受入環境の向上を図り、本市への外国人観光客の誘致を推進することを目的とする。

(用語の意義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 宿泊事業者 旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可を受けた者及び受ける見込みのある者をいう。
- (2) 観光事業者 見学、拝観、体験等を目的とした観光客の受入れを行う者をいう。
- (3) 飲食店営業者 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条第1項の許可を受けた者及び受ける見込みのある者をいう。
- (4) 商業施設営業者 土産物等の販売を含む販売場を運営する者をいう。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、市内に外国人観光客が観光目的で利用できる施設を有する宿泊事業者、観光事業者、飲食店営業者又は商業施設営業者（以下「民間事業者等」という。）とする。

(補助金の交付)

第5条 補助金は、民間事業者等が、整備事業に要する費用に対し、予算の範囲内で交付する。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者には、補助金を交付しない。

- (1) 政治活動又は宗教活動を行うことを目的とする者
- (2) 西尾市暴力団排除条例（平成23年西尾市条例第77号）第2条第1号の暴力団又は同条第2号の暴力団員の統制下にある者
- (3) 市税を滞納している者

- (4) その他補助金の交付が不適當であると市長が認める者
(補助対象経費)

第6条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）に要する経費（以下「補助対象経費」という。）は、民間事業者等が、外国人観光客の受入れのための環境整備を目的に行う別表第1の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる内容の整備に要する同表の右欄に掲げる対象経費とする。ただし、消費税及び地方消費税分は、対象経費には含まない。

2 別表第1中欄の整備内容の基準は、別表第2に掲げるとおりとする。各申請内容の当該対象基準への該当の有無については、第2条の目的に照らし、市長が個別に判断する。

3 別表第1右欄に掲げる対象経費であっても、人件費等の経常的な運営費、賃貸借料、通信費、各種手数料を含む場合は、当該部分については対象経費から除くものとする。

4 国、県、市及び各種団体等、他の補助制度による補助金その他これに準ずるものの交付を受ける補助事業は、補助金の交付の対象としない。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、宿泊事業者にあつては、補助対象経費の合計額とし、宿泊事業者を除く民間事業者等にあつては、補助対象経費の合計額に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。

2 補助金の額の上限は、宿泊事業者にあつては20万円とし、宿泊事業者を除く民間事業者等にあつては10万円とする。

(交付申請)

第8条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、規則第4条の規定により、補助事業に着手する前に、西尾市外国人観光客受入環境整備事業補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 見積書（物品購入の場合は2者以上から徴すること。）
- (4) 市税の納税証明書等
- (5) 営業の許可を受けていることを証する書類の写し（宿泊事業者、飲食店営業者に限る。）

(6) その他市長が必要と認める書類

3 申請は、1事業者につき1施設、1回限りとする。

(交付決定)

第9条 市長は、前条に規定する申請書等の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により、補助金の交付を決定したときは、西尾市外国人観光客受入環境整備事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

(変更及び承認)

第10条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、申請に係る事項を変更（廃止及び中止を含む。）しようとするときは、西尾市外国人観光客受入環境整備事業補助金補助事業等計画変更申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の変更申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、西尾市外国人観光客受入環境整備事業補助金等変更交付決定通知書（様式第6号）により、当該補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、規則第9条の規定により、西尾市外国人観光客受入環境整備事業補助金実績報告書（様式第7号）を速やかに市長に提出しなければならない。

2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 事業完了報告書（様式第8号）

(2) 収支決算書（様式第9号）

(3) 事業施行後の写真又は成果品

(4) 補助対象経費に係る領収書の写し

(5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条第1項の実績報告書の提出を受けたときは、規則第10条の規定により、交付する補助金の額を確定し、西尾市外国人観光客受入環境整備事業補助金額確定通知書（様式第10号）により、当該補助事業者に通知するものとする。

(交付請求)

第13条 前条の通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、請求書兼振込依頼書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、補助事業者が補助金の交付の目的を達成するため、市長が特に必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず、補助事業等の完了前に補助金の全部又は一部を概算払又は前金払をすることができる。

（関係図書の保存）

第14条 補助事業者は、補助金の交付を受けた事業の実施に係る関係図書、収支に関する帳簿及び支払に関する証拠書類を対象事業が完了した日から5年間保管しなければならない。

（交付決定の取消し又は補助金等の返還）

第15条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させなければならない。

- (1) この要綱若しくは補助金の交付の決定をする場合に付した条件又は市長の指示に違反したとき。
- (2) 補助金を交付の目的以外に使用したとき。
- (3) 補助事業等を中止又は廃止したとき。
- (4) 補助事業等に関する申請、報告、施行等について不正な行為があったとき。
- (5) その他補助金の運用を不相当と認めたとき。

（委任）

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年5月1日から施行する。

別表第 1 (第 6 条関係)

区分	整備内容	対象経費
看板等の外国語表記	(1) 施設の名称、種別及び営業案内を表示する看板等の設置 (2) 施設利用者の誘導を目的とした案内表示等の設置 (3) 施設内設備の利用方法、施設の概要、展示品等の説明を記した看板等の設置	製作費 工事請負費 翻訳費 物品購入費
外国語メニュー表の作成	外国語の食事メニュー表の作成及び配備	製作費 印刷費 翻訳費 物品購入費
外国語パンフレットの製作	施設を P R するための外国語パンフレットの製作及び配布(合計 5 0 0 部以上作成する場合に限る)	製作費 印刷費 翻訳費
外国語ホームページの製作	(1) 施設を P R するためのホームページの制作 (2) 外国人向けの宿泊予約サイトへの登録	製作費 翻訳費 登録料
多様な食習慣への対応	(1) ベジタリアン・ヴィーガンや宗教的禁忌等に対応した食事メニュー表の作成及び配備 (2) ベジタリアン・ヴィーガンや宗教的禁忌等に対応した食事メニューを紹介するためのホームページの製作	製作費 翻訳費 印刷費 物品購入費
無線 L A N の導入	(1) 無線 L A N ルーター機器本体の購入及び設置 (2) 新規通信回線の開設 (3) 施設内配線整備 (4) 無線 L A N 設置に係る設計及び工事	物品購入費 工事請負費
キャッシュレス決済の導入	(1) キャッシュレス決済(クレジットカード、電子マネー、QRコード決済等)サービス端末の購入及び設置 (2) 新規通信回線の開設 (3) 施設内配線整備	物品購入費 工事請負費
ウェアラブル翻訳機、対面翻訳機等の多言語音声翻訳システム機器の購入	多言語音声翻訳システム機器の購入及び設置	物品購入費
ローベッド・低床ベッド等の導入	段ボールやエアーマットなどの簡易的なローベッドや低床ベッドなどの購入。コンセントの増設工事など一体的に行われる簡易的な客室の改修。	物品購入費 工事請負費
トイレの洋式化・温水洗浄便座の整備	(1) 和式トイレの洋式化 (2) 温水洗浄便座の設置・増設(既設の取り換えを除く)	物品購入費 工事請負費

別表第 2（第 6 条関係）

区分	対象基準
看板等の外国語表記	(1) 風雨等で容易に破損しない作成物とする。 (2) 外国語表記に対応するための新規設置又は付け替え、張替え等を対象とする。
外国語メニュー	(1) 料理写真の掲載や使用食材の表記等、外国人に分かりやすく、安心して利用できる内容とする。 (2) 外国語メニュー表の配備について、外国人向けに表示するものとする。 (3) 既存の外国語メニュー表の修正及び改訂に係る経費は対象外とする。
外国語パンフレット	(1) 施設名称、種別、連絡先、営業時間、料金(目安を含む)等、外国人観光客等に必要な情報を明記する。 (2) 既存パンフレットの増刷及び改訂に係る経費は対象外とする。
外国語ホームページの製作	既存の外国語ホームページの修正及び改訂に係る経費は対象外とする。
多様な食習慣への対応	ベジタリアン・ヴィーガンや宗教的禁忌等に対応している表記・マークの記載をすること。又は、肉・魚・卵・乳製品・アルコール等をイメージ・ピクトグラムで表示し、使用・不使用を視覚的に表現すること。
無線 LAN の導入	(1) 施設利用者が無料で利用できるものとし、安全に利用できるよう対策を講じるものとする。 (2) 利用ができることを外国人向けに表示するものとする。 (3) 新規設置を対象とし、既存の機器の交換及び更新に係る経費は対象外とする。 (4) 利用エリアを拡大するために、新たな機器を設置する経費は対象とする。
キャッシュレス決済の導入	(1) キャッシュレス決済ができることを外国人向けに表示する。 (2) 既存機器の交換及び更新にかかる経費は対象としないが、新たな決済手段の導入等にかかる費用については対象とする。 (3) 記録票印刷プリンター等や、電子手続のためのパソコン、タブレット端末など、他用途に転用可能と認められる物品購入費は対象としない。 (4) キャッシュレス決済サービス端末は国際ブランドのカード（Visa、Mastercard®）が利用できるものを対象とする。

ウェアラブル翻訳機、対面翻訳機等の多言語音声翻訳システム機器の購入	(1) 付属品は対象外とする。 (2) 既存機器の更新に係る経費は対象外とする。 (3) パソコン、タブレット端末など、他用途に転用可能と認められる物品購入費は対象としない。
ローベッド・低床ベッド等の導入	(1) 施設利用者の利便性向上を目的とした和室の洋室化も目的として、ベッドを新規購入又は増設する場合を対象とする。 (2) 洋室化のために、一体的に整備されるナイトテーブル、照明、コンセントの増設工事なども対象とする。 (3) 既存のベッドの更新に係る経費は対象外とする。
トイレの洋式化・温水洗浄便座の整備	既存機器の更新に係る経費は対象外とする。